

# 山梨県男女共同参画団体活動促進事業費 補助金のお知らせ

男女共同参画推進に向けた取り組みを行う団体を支援します！

## 期間

応募期間 : 令和3年10月29日(金) ~ 令和4年2月10日(木)まで  
対象事業期間 : 交付決定日 ~ 令和4年3月31日(木)まで



## 対象事業

**A 及び B に掲げる要件を、いずれも 1つ以上 満たしている事業。**  
※従来の活動に必要な工夫や改善を行った新たな取組等であること



### A. 次の取組等に該当するか。

- \* 子育て支援のための取組等
- \* 住民相互で助け合う共助型福祉の取組等
- \* 防災又は防犯のための取組等
- \* 環境保全のための取組等
- \* 地域を美化するための取組等
- \* 地域産業の活性化のための取組等
- \* 農村・都市交流を図るための取組等
- \* 地域スポーツの振興のための取組等
- \* 地域文化の振興のための取組等
- \* 地域行事の振興のための取組等
- \* 心と身体の健康づくりのための取組等
- \* 「生命の安全教育」推進のための取組等
- \* DV防止、児童虐待防止、性暴力被害の防止のための取組等
- \* その他、地域課題の解決に資すると認められる取組等

### B. 男女共同参画の推進に係る次の効果が見込めるか。

- \* 地域で主導的な役割を担うことができる人材の育成
- \* 地域の男女がともに実施する取組等への新たな参画
- \* 男女共同参画に関する知識の習得・理解の促進
- \* 地域での事業実施団体の組織の充実または事業実施団体相互間の連携

## 対象経費

- \* 報償費(講師等の謝礼)
- \* 旅費(講師、団体構成員の交通費)
- \* 需用費(消耗品費、チラシ等の印刷製本費)
- \* 役務費(ボランティア保険料)
- \* 使用料及び賃借料等(会議室使用料)

※( )内の記載は一例です。

## 対象団体

山梨県内に活動拠点があり、定款・会則等が  
設けられ、2人以上で構成されている団体

※営利を主たる目的とする団体を除く

## 補助額

上限: 1事業あたり 5万円  
1団体あたり 2回 まで



—お問合せ先・提出先—

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県 県民生活部 県民生活総務課 男女共同参画担当

TEL:055-223-1358